



第27回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

場所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット 東京 2階
「コリアンダー」

議案 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次	第27回定時株主総会招集ご通知……………	1
	株主総会参考書類……………	7
	事業報告……………	15
	連結計算書類……………	28
	計算書類……………	30
	監査報告……………	32

証券コード 4800
2026年6月4日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
オ リ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 佐 藤 直 也

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.oricon.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」「Category招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「4800」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 2階
「コリアンダー」
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません：「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

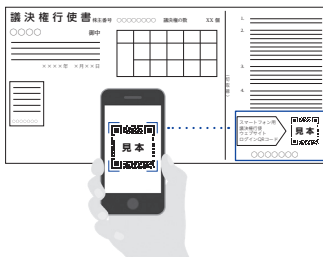
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

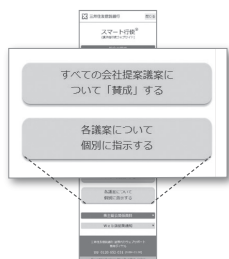
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

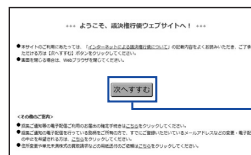
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

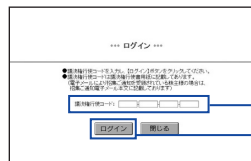
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

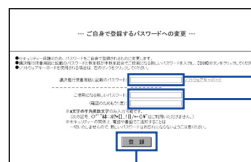
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるライブ配信のご案内

第27回定時株主総会の映像と音声を、株主の皆様限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご利用ください。

なお、ご視聴される株主様は、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

配信日時	2026年6月25日 （木曜日） 午前 10 時から (開会前の午前9時30分から接続可能となる予定です。)
視聴方法	<p>① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URL又は右記QRコードを使い、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。</p> <p>URL https://oricon.premium-yutaiclub.jp/</p> <p>② ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のID及びパスワードをご入力ください。</p> <p>ID 株主番号（9桁の数字）</p> <p>パスワード 2026年3月末時点の株主名簿に登録された郵便番号(ハイフンを除いた7桁の数字) ※4月以降に転居された場合は転居前の郵便番号になりますので、ご注意ください。</p> <p>③ 以降、画面の案内に従って操作することでご視聴いただけます。</p>
ご視聴にあたってのご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は役員席のみとさせていただきます。● ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。● ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。● 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。● ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。



株主総会参考書類

第1号議案

取締役5名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	こいけ 恒 小池 恒	代表取締役会長	再任
2	さとう 直也 佐藤 直也	代表取締役社長	再任
3	はらだ 健明 原田 健明	取締役	再任
4	ふじわら 誠司 藤原 誠司	社外取締役	再任 社外 独立
5	もりかわ 幸 森川 幸	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	こいけ 恒 小池 恒 (1965年6月28日生)	<p>1990年4月 (株)オリジナルコンフィデンス（現(株)oricon ME）入社 1994年7月 同社取締役 1996年8月 同社取締役副社長 1999年10月 当社設立 当社代表取締役社長 2001年10月 (株)オリコン（現(株)oricon ME）代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長兼CEO 2003年8月 オリコン・メディカル(株) （現(株)oricon ME）代表取締役社長 2004年10月 オリコン・デジタル・ディストリビューション(株) （現(株)oricon ME）代表取締役社長 2005年10月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株) （現オリコン・リサーチ(株)）代表取締役社長 2006年12月 ORWI(株)（現オリコン(株)）代表取締役社長 2007年1月 オリコンDD(株)（現(株)oricon ME）取締役会長 オリコン・エンタテインメント(株)（現(株)oricon ME）取締役 2010年3月 (株)oricon ME代表取締役社長 2010年5月 オリコン・ストラテジー(株)（現オリコン(株)）代表取締役社長 2010年6月 (株)oricon ME取締役 2013年5月 同社代表取締役社長 2013年6月 同社取締役 オリコン・エナジー(株)（現オリコン(株)）取締役 2013年12月 オリコンDサイエンス(株) （現オリコン・リサーチ(株)）代表取締役社長 2016年8月 (株)oricon ME代表取締役社長 2019年6月 オリコン・リサーチ(株)取締役（現任） 2020年10月 オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)（現(株)oricon ME）取締役 2021年7月 オリコンNewS(株)代表取締役社長 2024年3月 同社取締役（現任） 2024年10月 (株)新旭取締役（現任） 2025年1月 (株)oricon ME取締役（現任） 2026年5月 当社代表取締役会長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)oricon ME取締役 オリコン・リサーチ(株)取締役 オリコンNewS(株)取締役 (株)新旭取締役</p>	71,700株
		<p>【取締役候補者とした理由】 小池恒氏を取締役候補者とした理由は、当社代表取締役として必要な豊富な経験・実績・見識及び判断力・決断力を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

再任

2

再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
	さとう なおや 佐藤 直也 (1965年4月11日生)	2000年4月 (株)オリコンエンタテインメント（現(株)oricon ME）入社 2002年4月 同社営業本部OC営業部長 2005年5月 同社OC事業本部副本部長 2006年6月 同社Marketing&Planning本部副本部長 2010年9月 オリコンMP(株)（現(株)oricon ME）取締役社長執行役員 2012年6月 オリコン・リサーチ(株)代表取締役社長（現任） 2025年6月 当社取締役 2025年7月 当社代表取締役副社長 2026年5月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） オリコン・リサーチ(株)代表取締役社長	6,700株
【取締役候補者とした理由】 佐藤直也氏を取締役候補者とした理由は、事業会社において事業責任者や代表取締役社長を歴任する等、長年にわたり執行と監督の両面から経営に携わり、企業経営やガバナンスに関する高い見識を有しております。当社代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

3

再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
	はらだ たけあき 原田 健明 (1969年8月11日生)	2005年3月 オリコン・サウンド・クリエイツ(株) (現(株)oricon ME) 入社 2007年8月 (株)oricon ME 入社 2009年6月 同社事業推進本部長 2010年3月 同社取締役社長執行役員 2010年5月 オリコン・ストラテジー(株)（現オリコン(株)）取締役 2010年9月 (株)oricon ME 代表取締役社長 2010年10月 当社取締役副社長 2011年4月 当社取締役副社長兼最高執行責任者 2016年8月 当社人事総務本部長 2017年6月 オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長（現任） 2021年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長	7,500株
【取締役候補者とした理由】 原田健明氏を取締役候補者とした理由は、グループ経営・組織運営におけるガバナンス強化に精通し、事業会社の経営並びに事業推進に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4 再任 社外 独立	ふじわら せいじ 藤原 誠司 (1963年7月29日生)	1989年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社 1993年10月 (株)人事測定研究所 (現(株)リクルートマネジメントソリューションズ) 入社 2007年9月 (株)SDIコンサルティング設立 代表取締役 2016年2月 (株)ムーンインスパイアリング設立 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任) 2025年10月 (一社)360度フィードバック実践活用研究会設立 代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ムーンインスパイアリング代表取締役 (一社)360度フィードバック実践活用研究会 代表理事	12,500株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>藤原誠司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人材開発や組織活性化について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に人材開発の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5 再任 社外 独立	もりかわ ゆき 森川 幸 (1978年6月26日生)	2005年10月 弁護士登録 (東京弁護士会) 黒田法律事務所入所 (弁護士法人黒田法律事務所に改組) (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>森川幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として国際的な企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に国際分野における企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原誠司氏及び森川幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤原誠司氏及び森川幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤原誠司氏が6年、森川幸氏が4年となります。
4. 当社は、藤原誠司氏及び森川幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、藤原誠司氏及び森川幸氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪や故意の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、藤原誠司氏及び森川幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案**監査役1名選任の件**

監査役小高新一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
おだか しんいち 小高 新一 (1963年11月18日生)	2002年4月 (株)オリコン（現(株)oricon ME）入社 2017年5月 当社人事部長 2018年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) (株)oricon ME監査役 オリコン・リサーチ(株)監査役 オリコンNews(株)監査役	1,300株

【監査役候補者とした理由】

小高新一氏を監査役候補者とした理由は、長年にわたり当社の人事部門に従事しており、当社全般、主として人事部門に関する豊富な経験・見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断したことから、引き続き監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪や故意の場合を除く）。小高新一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
こばやし のりゆき 小林 知之 (1971年10月24日生)	1995年10月 かん澤公認会計士事務所	一株
	2004年1月 (株)エー・ジー・エス・コンサルティング (現(株)AGSコンサルティング)	
	2004年4月 (株)ベックワンソリューション	
	2006年9月 (株)AGSコンサルティング	
	2008年12月 AGS税理士法人 社員税理士(現任)	
	2010年1月 (株)AGSコンサルティング 第3事業部部长	
	2011年1月 同社 名古屋支社支社長	
	2014年1月 同社 MA事業本部本部長	
	2015年1月 同社 MA事業本部副本部長 兼 第6事業部部长	
	2017年1月 同社 CA事業本部本部長	
	2017年5月 いちご投資顧問(株) 社外取締役(現任)	
	2019年1月 (株)AGSコンサルティング ファイナンシャル・アドバイザー部門 部門長	
	2025年1月 同社 執行役員	
	2025年6月 同社 オリコン(株) 補欠監査役(現任)	
2026年1月 同社 取締役 ビジネスコンサルティング部門担当 兼 ファイナンシャル・アドバイザー部門担当(現任)		

【社外補欠監査役候補者とした理由】

小林知之氏を社外補欠監査役候補者とした理由は、同氏は直接経営に関与され、税理士であり財務・会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適切な助言をいただけるものとして、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小林知之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、小林知之氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪や故意の場合を除く）。小林知之氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 小林知之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
5. 当社は、小林知之氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されますと、当社役員の構成、有する主な専門性・経験は以下のとおりとなります。

氏名	地位	専門性・経験							
		企業経営	*業界経験	営業/マーケティング	法務/コンプライアンス	財務・会計	人事・労務 人材開発	国際性	IT/ デジタル
小池 恒	代表取締役	○	○	○	○	○	○		○
佐藤 直也	代表取締役	○	○	○					
原田 健明	取締役	○	○	○			○		○
藤原 誠司	社外取締役	○		○			○		
森川 幸	社外取締役				○			○	
小高 新一	常勤監査役		○				○		
西島 聡	社外監査役	○				○			
石島 徹	社外監査役					○		○	

*当社事業の持続的な成長のために必要な、メディア運営・ランキング作成・統計作成等の経験

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢や中東情勢の混迷等、国際社会における地政学的な緊張の高まりを背景とした資源価格の高騰や外国為替相場の急激な変動による物価高が企業業績に影響を与えており、国内経済の先行きは不透明な状況が続いております。

国内の広告分野においては、電通グループ及び㈱CARTA HOLDINGSによる共同発表によれば、2025年のインターネット広告費は社会のデジタル化を背景に堅調に推移し、前年比10.8%増加の4兆459億円と過去最高を更新し、その構成比は日本の総広告費全体の50.2%を占め、初めて過半数に達しました。

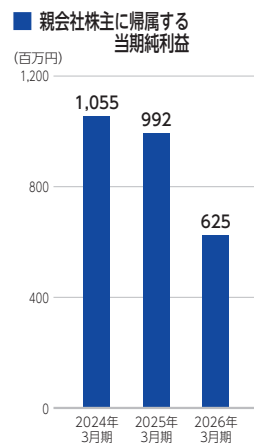
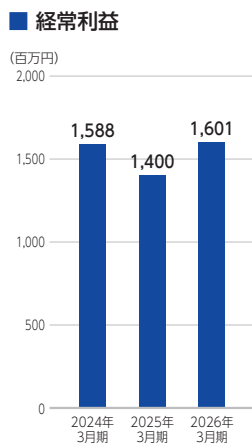
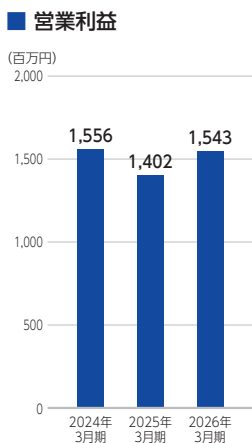
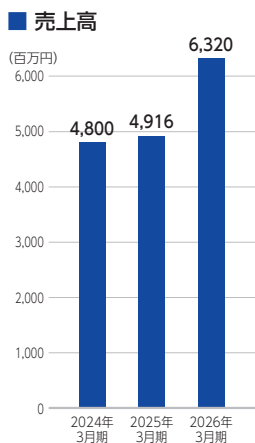
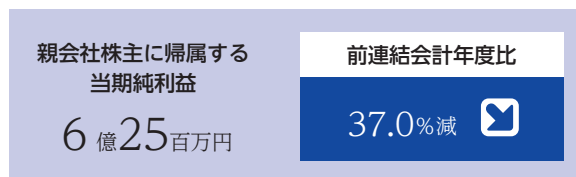
このような状況の中、当社グループは「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、客観的、公平な立場から事実を情報化し広く提供することで、社会からの信頼を獲得してまいりました。信頼を基盤とした事業成長を通じて、豊かでサステナブルな社会の実現を目指し、企業価値の創出に努めております。

当連結会計年度の当社グループの連結経営成績は、次のようになりました。

コミュニケーション事業は前連結会計年度比で増収となり、データサービス事業は前連結会計年度比で減収となりました。広告事業は㈱新旭（4月期決算会社）の2025年2月から2026年1月までの経営成績を当社グループの当連結会計年度の連結経営成績に取り込みました。モバイル事業は2024年11月、本事業を承継する子会社の全株式を当社グループ外企業に譲渡しました。この結果、売上高は前連結会計年度比1,404,854千円増（28.6%増）の6,320,892千円となりました。

費用面では、前連結会計年度と比べて、売上原価は主に広告事業の原価等の増加により1,049,707千円増（67.2%増）、販売費及び一般管理費はのれん償却費や人件費等の増加により213,608千円増（10.9%増）となりました。

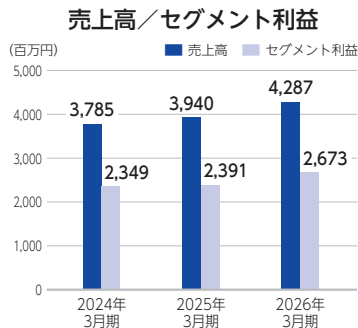
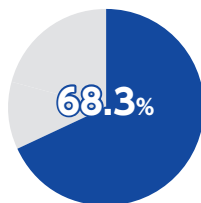
以上の結果、営業利益は前連結会計年度比141,538千円増（10.1%増）の1,543,758千円となり、営業利益率は当連結会計年度で24.4%となりました。経常利益は前連結会計年度比200,999千円増（14.4%増）の1,601,019千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社新旭の連結子会社化で発生したのれんの減損損失を計上したほか、前連結会計年度に投資有価証券売却益及びモバイル事業を承継する子会社の全株式を当社グループ外企業に譲渡したことによる子会社株式売却益等の計上があったことにより前連結会計年度比366,676千円減（37.0%減）の625,400千円となりました。



当連結会計年度の報告セグメントごとの状況は、以下のとおりであります。

コミュニケーション事業

売上高構成比



ニュースコンテンツの提供並びにWEBサイトの制作・運営・広告販売等を行うコミュニケーション事業では、「顧客満足度（CS）調査事業」と「ニュース配信・PV事業」を展開しております。

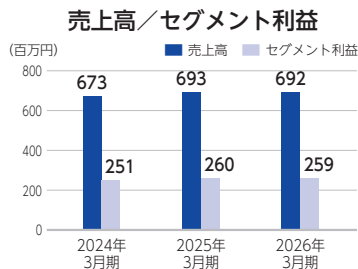
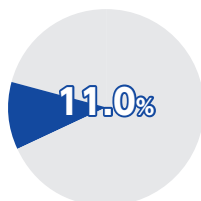
顧客満足度（CS）調査事業の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ8.8%増加しました。順調に契約先を獲得したことにより、商標利用・デジタルプロモーション（送客）の売上高は過去最高となりました。

ニュース配信・PV事業の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ8.8%増加しました。自社メディア「オリコンニュース」のセッション数及びバナー広告単価が前年と比べ増加し、タイアップ広告も増加しました。外部メディア向けコンテンツ提供は、ニュース記事・動画ともに増収となり、3月単月の売上高が過去最高となりました。

以上の結果、コミュニケーション事業全体の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比347,201千円増（8.8%増）の4,287,929千円、セグメント利益は前連結会計年度比281,884千円増（11.8%増）の2,673,373千円となりました。売上高構成比は68.3%となりました。

データサービス事業

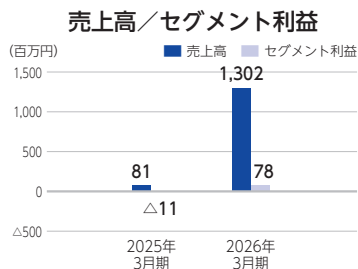
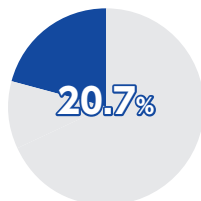
売上高構成比



音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータを提供するオンラインサービス「ORICON BiZ online」を中心に、当社グループが保有するエンタテインメント関連データを活用したビジネスを展開しております。当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1,772千円減（0.3%減）の692,100千円、セグメント利益は前連結会計年度比1,843千円減（0.7%減）の259,007千円となりました。売上高構成比は11.0%となりました。

広告事業

売上高構成比



広告企画制作を中心に、広告イベント等の企画運営事業等を展開しております。(株)新旭の2025年2月から2026年1月までの経営成績を当社グループの連結経営成績に取り込みました。大型スポーツイベントの企画運営による収入が寄与し、当連結会計年度の売上高は1,302,305千円、セグメント利益は78,551千円となりました。売上高構成比は20.7%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、56,521千円であります。主な内容は、サーバー設備及びPC等の備品購入にかかるもの43,153千円、サイト開発等に係わるソフトウェア開発にかかるもの13,025千円等となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売上高(千円)	4,875,169	4,800,097	4,916,037	6,320,892
経常利益(千円)	1,699,351	1,588,692	1,400,020	1,601,019
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,106,996	1,055,137	992,077	625,400
1株当たり当期純利益(円)	82.48	79.99	76.42	48.70
総資産(千円)	5,531,569	6,027,972	6,917,588	7,096,620
純資産(千円)	4,653,435	5,187,343	5,657,239	5,803,612
1株当たり純資産額(円)	350.05	399.22	438.44	452.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる普通株式については、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
オリコン・リサーチ(株)	30,000	100%	音楽・映像・書籍のマーケティングデータの提供及び音楽データベースの提供
(株)oricon ME	80,000	100%	顧客満足度(CS)調査事業、WEBサイトの広告販売及びモバイル端末向けコンテンツ配信サービスの提供
オリコンNewS(株)	20,000	100%	ニュース配信サービスの提供
(株)新旭	99,700	100%	広告企画制作

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額(千円)
(株)oricon ME	東京都港区六本木六丁目8番10号	2,220,240

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、7,816,043千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、客観的、公平な立場から事実を情報化し広く提供することで、社会からの信頼を獲得してまいりました。今後も信頼を基盤とした事業成長を通じて、豊かでサステナブルな社会の実現を目指し、企業価値の創出に努めてまいります。当社グループが対処すべき主要な課題は、以下のとおりであります。

① 顧客満足度（CS）調査事業

当社は、企業側にも消費者側にも属さない公平中立な第三者の立場から、商品やサービスの品質および信頼性を「情報化」し、社会全体の暮らしの満足度を高めることを目指しております。

「商標利用」「デジタルプロモーション」「データ販売」の三つの提供メニューを通じて、顧客企業のマーケティング活動や顧客満足度の向上を支援し、そのサポート力をさらに強化してまいります。「オリコン顧客満足度」の認知拡大を通じて、ブランド価値および信頼性の向上を図り、収益の拡大を目指してまいります。

② 自社インターネットメディアの強化

総合トレンドメディア「オリコンニュース」等の自社メディアにおいて、信頼性の高い専門情報を幅広いジャンルで発信し、媒体価値の向上によるセッション数・ページビュー数の増加および単価向上を図ってまいります。あわせて、記事・動画の両面でエンタテインメントに加えライフスタイル分野へ展開を拡大し、独自コンテンツの制作と調達を推進した結果、YouTubeチャンネル登録者数は2026年3月末時点で246万人を突破しました。今後も生産性やユーザビリティを高め、広告収益の拡大に取り組んでまいります。

③ ハイブリッド型の広告ソリューションの深化

当社は、中核事業の一つであるコミュニケーション事業において、継続的な成長と収益性の向上を推進しております。これまでデジタル領域を中心に事業展開してまいりましたが、2024年に(株)新旭が当社グループに加わったことを契機に、デジタルとオフライン広告を融合した広告ソリューションの開発を加速しております。両領域における知見と顧客基盤を掛け合わせることで、提供価値の拡張と顧客接点の多様化が進み、従来以上に広範なマーケットへの展開が可能となりつつあります。今後は、こうした取り組みを通じて「オリコン」ブランドの価値向上を図るとともに、持続的な企業成長の実現を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社4社によって構成されております。

事業区分は、①顧客満足度(CS)調査事業、WEBサイトの広告販売及びニュースの提供等を行う「コミュニケーション事業」、②音楽・映像・書籍のマーケティングデータ及びランキング情報の提供等を行う「データサービス事業」、③広告企画制作等を行う「広告事業」を展開しております。

(6) **主要な営業所** (2026年3月31日現在)

当 社	本社 東京都港区
(子会社)	
オリコン・リサーチ(株)	本社 東京都港区
(株)oricon ME	本社 東京都港区
オリコンNewS(株)	本社 東京都港区
(株)新旭	本社 東京都千代田区

(7) **使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
196 (1) 名	9 (-) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
47 (-) 名	5 (-) 名	42.5歳	9.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	50,000千円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	50,000
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	70,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 62,845,200株
- ② 発行済株式の総数 13,014,075株 (自己株式2,109,125株を除く)
- ③ 株主数 9,789名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有)リトルポンド	4,712,700株	36.21%
UH Partners 2 投資事業有限責任組合	1,018,100	7.82
光通信KK投資事業有限責任組合	884,000	6.79
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	529,200	4.07
エスアイエル投資事業有限責任組合	330,900	2.54
小池 秀効	299,000	2.30
小池 尚子	296,600	2.28
嶋村 吉洋	282,400	2.17
光通信(株)	151,200	1.16
小池 結実	149,400	1.15

- (注) 1. 当社は、自己株式2,109,125株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (2,109,125株) を控除して計算しております。
3. (株)日本カストディ銀行 (信託口) が所有する529,200株には当社が設定した役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式176,400株が含まれております。なお、当該役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式は、自己株式に含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼 CEO	小 池 恒	(株)oricon ME取締役 オリコン・リサーチ(株)取締役 オリコンNewS(株)取締役 (株)新旭取締役
代表取締役副社長	佐 藤 直 也	オリコン・リサーチ(株)代表取締役社長
取 締 役	原 田 健 明	オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長
取 締 役	藤 原 誠 司	(株)ムーンインスパイアリング代表取締役 (一社)360度フィードバック実践活用研究会代表理事
取 締 役	森 川 幸	
常 勤 監 査 役	小 高 新 一	オリコン・リサーチ(株)監査役 (株)oricon ME監査役 オリコンNewS(株)監査役
監 査 役	西 島 聡	(株)AGSコンサルティング専務取締役 (株)アクセルエンターメディア社外監査役 (株)観光産業化投資基盤取締役
監 査 役	石 島 徹	(株)新旭監査役

- (注) 1. 取締役藤原誠司氏及び森川幸氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役西島聡氏及び石島徹氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役西島聡氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役石島徹氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役藤原誠司氏及び森川幸氏、監査役西島聡氏及び石島徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 社外役員の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役については50万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	84,936 (7,200)	81,718 (7,200)	－ (－)	3,217 (－)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,450 (4,800)	12,450 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	97,386 (12,000)	94,168 (12,000)	－ (－)	3,217 (－)	9 (4)

(注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬「株式給付信託」に係る当事業年度における株式報酬引当金繰入額であります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月24日開催の株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記年額報酬とは別枠で、2022年6月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬制度「株式給付信託」の導入を決議いただいております。同制度における役員株式給付規定に基づき、3事業年度分として拠出金額の上限を90百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1999年10月1日開催の株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役報酬の決定等に関する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役報酬の決定に関する方針並びに世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランス等を考慮した上で取締役会が決定している「オリコン役員報酬マトリクス」に基づいて、取締役の個人別の金銭報酬の内容について適正性を検討し、取締役会に答申を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の金銭報酬について、株主総会で決議いただいた報酬額の範囲内で、取締役報酬の決定に関する方針及び「オリコン役員報酬マトリクス」と整合していること並びに指名・報酬委員会からの答申が尊重されていること等を確認しており、その内容が決定方針等に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等として、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、同制度における役員株式給付規定に基づき、各事業年度の連結営業利益の額の目標値に対する業績達成度に応じて算出されたポイント（1ポイント当たり当社株式1株）を付与することとしております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役小池恒に対し取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況等

他の法人等の重要な兼職の状況等につきましては、23頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤原 誠 司	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に、人材開発や組織活性化に精通した企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に当社の経営の監督と経営全般への助言を行い適切な役割を果たしております。
取締役 森川 幸	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督等につき適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 西島 聡	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に会計・税務の専門家としての経験から発言を行っております。
監査役 石島 徹	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計の専門家としての経験から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 海南監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、配当性向40%を目安として可能な限り安定した配当を継続して実施すること、また、将来の事業展開と経営の急激な変化に備えるための経営基盤の強化に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、上記方針と当事業年度の財務状況や今後の経済環境、株式市場が重視する諸指標等を総合的に勘案し、より株主還元を進めるため、期末配当として1株につき36円の配当を行うことといたしました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,654,213	流 動 負 債	1,183,310
現金及び預金	4,587,262	支払手形及び買掛金	35,225
受取手形	22,386	短期借入金	100,000
売掛金	693,107	一年以内返済予定長期借入金	14,400
棚卸資産	9,381	未払金	183,736
前払費用	223,358	未払法人税等	327,134
その他	120,704	その他	522,812
貸倒引当金	△1,988	固 定 負 債	109,697
固 定 資 産	1,442,407	長期借入金	55,600
有 形 固 定 資 産	151,130	繰延税金負債	5,321
建物及び構築物	118,494	株式報酬引当金	43,358
車両運搬具	3,665	その他	5,417
工具、器具及び備品	532,659	負 債 合 計	1,293,008
土地	1,973	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△505,662	株 主 資 本	5,704,701
無 形 固 定 資 産	80,823	資本金	1,092,450
ソフトウェア	76,597	資本剰余金	57,960
その他	4,225	利益剰余金	6,066,878
投資その他の資産	1,210,453	自己株式	△1,512,587
投資有価証券	754,643	その他の包括利益累計額	98,911
繰延税金資産	42,191	その他有価証券評価差額金	98,911
保険積立金	247,173	純 資 産 合 計	5,803,612
その他	173,047	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,096,620
貸倒引当金	△6,603		
資 産 合 計	7,096,620		

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,320,892
売上原価		2,612,427
売上総利益		3,708,464
販売費及び一般管理費		2,164,706
営業利益		1,543,758
営業外収益		
受取利息	42,538	
受取配当金	2,226	
為替差益	48,737	
その他	2,869	96,372
営業外費用		
支払利息	3,239	
支払手数料	4,706	
株式関連費	16,836	
投資事業組合運用損	14,313	
その他	14	39,111
経常利益		1,601,019
特別損失		
固定資産除却損	674	
投資有価証券評価損	25,010	
減損損失	368,635	394,319
税金等調整前当期純利益		1,206,700
法人税、住民税及び事業税	590,726	
法人税等調整額	△9,425	581,300
当期純利益		625,400
親会社株主に帰属する当期純利益		625,400

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,895,100	流 動 負 債	2,993,318
現金及び預金	3,629,248	短期借入金	100,000
前払費用	44,701	関係会社短期借入金	2,691,514
未収入金	220,948	未払金	67,349
その他	201	未払費用	62,187
固 定 資 産	3,920,942	未払法人税等	45,955
有 形 固 定 資 産	123,718	その他	26,312
建物	108,515	固 定 負 債	289,559
工具、器具及び備品	439,667	繰延税金負債	271,305
土地	1,973	株式報酬引当金	18,253
減価償却累計額	△426,437	負 債 合 計	3,282,877
無 形 固 定 資 産	21,118	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	19,894	株 主 資 本	4,434,254
電話加入権	1,224	資 本 金	1,092,450
投 資 其 他 の 資 産	3,776,105	資 本 剰 余 金	72,292
投資有価証券	749,663	資本準備金	14,332
関係会社株式	2,583,424	その他資本剰余金	57,960
敷金保証金	136,027	利 益 剰 余 金	4,782,099
保険積立金	245,046	利益準備金	258,780
関係会社長期貸付金	100,000	その他利益剰余金	4,523,318
その他	18,743	繰越利益剰余金	4,523,318
貸倒引当金	△56,800	自 己 株 式	△1,512,587
資 産 合 計	7,816,043	評 価 ・ 換 算 差 額 等	98,911
		その他有価証券評価差額金	98,911
		純 資 産 合 計	4,533,165
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,816,043

損益計算書

(2025年 4月1日から
2026年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,112,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		884,557
営 業 利 益		1,228,222
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29,276	
受 取 配 当 金	2,226	
有 価 証 券 利 息	12,650	
為 替 差 益	46,920	
そ の 他	2,563	93,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,273	
株 式 関 連 費	16,836	
支 払 手 数 料	4,706	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	14,313	
貸 倒 引 当 金 繰 入	56,800	
そ の 他	5	95,936
経 常 利 益		1,225,924
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	49	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,010	
子 会 社 株 式 評 価 損	489,500	514,559
税 引 前 当 期 純 利 益		711,365
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102,089	
法 人 税 等 調 整 額	△18,914	83,174
当 期 純 利 益		628,190

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

オリコン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 賀 康 磨
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	村 上 由 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリコン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

オリコン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 賀 康 麿
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	村 上 由 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリコン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

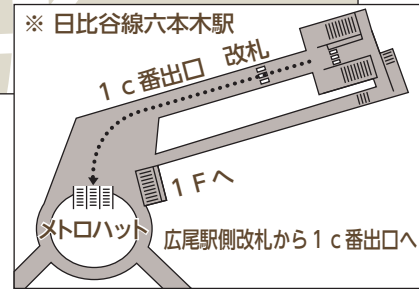
オリコン株式会社 監査役会

常勤監査役	小	高	新	一	印
社外監査役	西	島		聡	印
社外監査役	石	島		徹	印

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット東京 2階
「コリアンダー」



<最寄駅>

東京メトロ 日比谷線六本木駅(1c 番出口)より徒歩3分

- ・1c 番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がる。
- ・森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄 大江戸線六本木駅(3 番出口)より徒歩5分

- ・3 番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。(約300m)
- ・メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。